

# 第7回市民会議 条例本文の検討

[ C 班 ]

条文のたたき台	修正事項	理由
<p><b>1 総 則</b></p> <p><b>目 的</b> 市民と市が協働して、市民の自治を基本とするより良いまちづくりを実施するために、市民の権利と義務、行政・市議会の責務、コミュニティ、参画及び協働の原則、まちづくりなどについて定めるものです。</p> <p><b>定 義</b> 用語の意義は、次のとおりとします。 市民 熊本市内に居住し、働き、又は学ぶものをいいます。 事業者 熊本市内において、事業活動を行う企業又は団体をいいます。 行政 市長その他の執行機関・公営企業管理者・消防長をいいます。 コミュニティ 市民等によって、自主的に運営される単体又は複数の校区からなる自治生活圏及びその機能をいいます。 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任のもとに、その価値観・立場・特性を尊重し、協力して取り組むことをいいます。</p> <p><b>3 市 民</b></p> <p><b>市民の権利</b> 市民は、自治の主体として、次の権利を有することとします。 行政の責務を果たすよう行政に求めること。 議会の責務を果たすよう議会に求めること。 コミュニティに主体的に関わること。 参画をすること。 まちづくりを行うこと。 その他、自治の主体として市政に参画し、市と協働し、これからの熊本市をつくりあげていくこと。</p> <p><b>市民の義務</b> 市民は、すばらしい熊本市の実現は、すばらしい市民によって支えられること、市民がまちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において、みずからの発言と言動に責任を持たなければなりません。</p> <p><b>事業者の権利・義務</b> 事業者は、公的利益に貢献する活動を、市民とともに積極的に展開することができます。 事業者は、事業の利益追求だけでなく、社会奉仕に目を向け、市民に愛されるよう、市と協働して市の発展に寄与することに努めるものとします。</p>	<p>市民の義務 加筆？</p> <p>市民の義務と事業者の権利・義務の間に「市民の厚生・福祉」をいれて欲しい</p>	<p>.</p> <p>ゴミ分別、処理について曖昧である、環境が破壊されている（不法投棄）大型ゴミ（家具・家電・パソコン）等、買い求めるとき高額な処理費用を加えるべきではないか。</p> <p>社会は、高齢者の増加と少子化が急テンポで進んでいます、そこで特に高齢者を含めた市民の福祉増進については、思い切った予算措置（財源整備）が急務と思われます。</p>

条文のたたき台	修正事項	理由
<p>青少年や子どもの権利・義務 熊本市の青少年・子どもは、人として個人として尊重され、その年齢に応じたまちづくりに参加することができます。 青少年は、市民である認識を持ち、その行動に責任を持たなければなりません。</p> <p><b>4 行政</b></p> <p>市長の責務 市長は、この理念を実現するため、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政の執行にあたることとします。</p> <p>情報共有・個人情報保護 人間は、真実を知らなければ、考えることも、話し合うこともできないことを考え、市民の参画の前提として、知る権利が保障され、実現されるよう、行政は市政に関する情報を積極的に市民に公開提供し、情報の共有を図るものとします。 情報は、常に新しいものが、正しく管理され、市民の必要とするものは、適時適切に共有できるよう努めます。 行政は、積極的に市政の内容について広報活動を行うものとします。 行政は、市民の個人情報の保護に努めなければなりません。</p> <p>市民ニーズに応じた市政運営 行政は、市民のニーズに対応した市政運営をする責務があります。</p> <p>総合的な行政サービスの提供 行政は、自分の部署のみでなく、横の連携を強化し、共有化し、タテ割り行政にならないよう配慮し、事案の処理にあたり、他の部署に押し付けるなどして、たらい回しをし、責任回避をしないようにしなければなりません。</p> <p>行政手続 市は、申請に対して決定などをするにあたって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために、行政の手続に関して共通する事項を定めることとします。 市は、意見等の提出者に対し、回答、処理の予定等を知らせることとします。</p> <p>説明責任 市民と市との間に対等で強い信頼関係を結ぶには、市の徹底した説明責任の遂行と透明性の確保が必要です。行政は、市政運営や政策決定にあたって政策判断の理由と根拠を市民にわかりやすく、また十分に説明しなければなりません。 行政は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠意をもって対応し、説明しなければなりません。</p>	<p>追加 市民の要望の窓口の設置</p>	<p>要望に対しての取扱いに関しては、たたき台に入っているが、その要望を提出する機関のことに對して書いていない、入れて欲しい。</p>

条文のたたき台	修正事項	理由
<p><b>財 務</b></p> <p>行政は、行政運営するにあたっては、市民等の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、市長を始めとし、職員全員がコスト意識を向上し、市政の運営に当たるよう努めるものとします。</p> <p>予算の編成と調整にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、内容が具体的に把握できるような十分な情報を市民に提供しなければなりません。</p> <p>予算の構築にあたっては、費用と効果の対比ができるようにしなければなりません。</p> <p>行政は、多額の費用がかかる事業については、社会経済情勢の変化に応じて見直しを図り、適切な費用で実現するようにすることができることとします。</p> <p>行政は、市の資産の保有状況とその履歴を明らかにし、これを公表することとします。</p> <p><b>行政評価</b></p> <p>行政は、成果目標を明示して事業を行い、その結果を評価するものとします。</p> <p>事業評価の成果は市民に公開し、次年度以後の施策や予算に反映できるようにしなければなりません。</p> <p><b>公正の確保</b></p> <p>行政サービスは、全般にわたり公平・公正でなければならず、不公正であつたり不透明であつたりして、市民の信頼を損ね、反発を買い、非協力のムードを生んではいけません。</p> <p><b>職 員</b></p> <p>行政は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければなりません。</p> <p>職員は、公務を民主的かつ能率的に運営していくことを深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く肝に命じて市政運営にあたらなければなりません。</p> <p><b>5 議 会</b></p> <p><b>市議会の基本事項</b></p> <p>市議会は、市民の多層な意見を集約し、市民の願いに沿った市政を実現していくことを基本とし、意思決定機関として、またチェック機関としての役割を十分果たしていくことに努めます。</p> <p><b>市議会議員の責務</b></p> <p>市議会議員は、市民の信託に応え、誠実に職務を遂行していくこととします。</p>		

条文のたたき台	修正事項	理由
<p>市議会の情報公開及び提供 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めることとします。 市議会は、政策及びその決定プロセスを積極的に、より広く、より迅速に、合理的手段で公開することとします。 議会の審議状況等をわかりやすい形で市民に提供できるよう努めます。</p> <p><b>6 コミュニティ（地域）</b></p> <p>やさしさ・おもいやりのあるコミュニティの創造 市民は、自らやさしさ・思いやりあふれる地域、コミュニティを創るため、市民として互いに尊重するよう努め、熊本市は全市をあげて、やさしさや思いやりのあるコミュニティの創造に努めることとします。 コミュニティにおいては、お互いの個性を尊重することを原則とし、過干渉になり過ぎないようお互い配慮することとします。</p> <p>コミュニティにおける市民の役割 市民は、できるかぎり、地域社会へ自ら協力し、お互い住みよい地域になるよう努力することとします。</p> <p>地域への分権 民主主義の基本である人々の集合（集団）から、まちや市が生まれていることに帰結して、小さな意見を持った集まり等も尊重すべきですから、市民一人ひとりの多様なつながりであるコミュニティが、各場面で中心となるよう連携します。 行政担当者と市民が地域の問題を議論し、解決し、実行していくことが必要であるため、行政は、人員と予算を地域につけるよう努めます。</p> <p>コミュニティへの市の支援 熊本市は、地域におけるコミュニティ、市民のコミュニティを育て活性化する機会を設けるよう努めます。 市は、コミュニティに関する情報を取得し、及び提供することとします。</p> <p><b>7 参画及び協働</b></p> <p>参画及び協働の原則 市民は、住民自治の実現を図るため、協働の精神を基本とし、市政に参画する権利を有し、市は、その環境づくりに配慮しなければなりません。</p> <p>男女協働参画社会 市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が協働して参画することを原則とします。 市は、男女協働参画社会の実現に向けて、積極的な措置をとるよう努めるものとします。</p>	<p>市は市民が健康で誇りをもって生活できるよう、福祉の充実に努めなければならない。 市民は、高齢者や障害者の人々が安心してくらするよう、やさしい環境づくりに努めなければならない。</p> <p>コミュニティについて      位置付けに関して明記して欲しい</p>	<p>身近なコミュニティ組織といえば「町内会・自治会」であると思う。これらの組織の地位(位置付け・権限)が明確にされておらず、うまく機能していないように感じる、これら組織について基本条例中で、その機能・役割をもっと明確にし(明文化)町づくりに寄与するようにしたい。</p>

条文のたたき台	修正事項	理由
<p><b>行政計画過程等への参加</b>            市民は、事業の企画立案・内容決定・実施・評価及び監査の全過程を通して積極的な参画ができることとします。            行政は、計画策定の始めの過程から、内容を公開し、意見を求め、市民の参画をうながすよう努めることとします。            行政が具体的な計画を策定するにあたっては、広く市民の意見を聞くパブリックコメントを実施することとします。</p> <p><b>市議会への参加</b>            市民は、市議会へ意見を述べ、提案するなどの積極的な参加をすることができます。</p> <p><b>意見提出手続</b>            市は、市民の市政に関する意見や要望などを迅速かつ誠実に処理し、市民が市政に積極的に参画できるよう努めなければなりません。            市民からの意見や要望などは、できる限りその取り扱いが明確にされなければなりません。</p> <p><b>審議会委員の公募</b>            広範な意見を取り入れ、市政の発展、充実、信頼を確かなものにするためには、多種多様な職歴経験者や主婦なども参加したほうが望ましいと思われるので、市は、審議会委員の公募採用に努めるものとします。</p> <p><b>市民活動団体との連携・協働</b>            市は、公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、必要な支援策を講じることとします。</p> <p><b>住民投票</b>            市は、熊本市に関わる重要事項について、直接、住民の意思を尊重するために住民投票行うことができます。</p> <p><b>8 まちづくり</b></p> <p><b>まちづくりの原則</b>            市民一人ひとりが自らの幸せを実現し、また同時に他の市民の幸せの実現をも尊重していくことを基本とし、誰もが健康で文化的な生活をおくることができるよう市と市民が協働しながら、この章に定めることをはじめ、市民の福祉の向上を図るためのまちづくりを目指します。            市の職員は、自らも市民の一員であるということを自覚し、まちづくりに参加することに努めます。</p> <p><b>教育</b>            子どもを取り囲む環境の整備は、未来への投資として最優先されるべきであるので、熊本市の子どもが最良の社会環境・教育環境の中で育まれるようなまちづくりを、保護者、学校、地域、市民、市が一体となつて、みんなの手で進めていきます。</p>		

条文のたたき台	修正事項	理由
<p><b>環境の保全</b>  美しい地下水や緑などの豊かな自然、また熊本城をはじめとする歴史的な財産などを次世代に残るようなまちづくりを、市民と市が協働して行い、開発等が行われる際には、そういった環境がこわされないよう周辺に配慮した計画、実施が行われるよう努めることとします。</p> <p><b>都市の整備</b>  ライフラインの整備が整うなどした災害に強い都市、犯罪が少なく治安の良い都市、そういった安全で安心して暮らせる都市を目指し、市、事業者、PTA、各家庭、市民が一体となり、取り組んでいきます。市は、歩行者や自転車に乗る人が安全に通行できるような道路整備や公共交通網の充実を図るなど、交通に関しての都市の整備を図るよう努めるものとし、市民は、道路は自分一人のものではないことを自覚し、他の人に迷惑をかけないよう努めることとします。</p> <p><b>9 国及び他の地方公共団体との協力</b></p> <p><b>国及び他の地方公共団体との協力</b>  市は、共通の課題を解決するため、国、県その他の自治体や外国の自治体と相互に連携を図るものとし、</p> <p><b>近隣自治体との連携</b>  市は、近隣自治体と連携を図り各分野で近隣の自治体の住民が安心して快適な生活環境を営むことができるよう努めることとします。</p> <p><b>10 条例の位置付け</b></p> <p><b>条例の位置付け</b>  この条例は、市民が参画した市民会議の皆でつくったものなので、市が定める最高かつ基本となる規範とし、他の条例、規則、要綱等の制定改廃に際しては、この条例の理念を遵守するものとし、</p>	<p>追加 子どもが育ちやすい環境  追加 市民は安全で住みよい環境を求める権利がある  追加 環境保全・景観</p>	<p>携帯電話のアンテナ設置が規制されていない現在、住民は電波による健康被害が心配なので、安全で住みよい環境を求める権利が侵害されている。  携帯電話が普及している現在、それぞれのメーカー（企業）が、競い合うようにあちこちにアンテナを建てている。企業が一体となってエリアをカバーし、アンテナの数を最低の数で設置するようにしてもらいたい。  現在、環境ホルモンの問題等、私たち及び次世代の人間への健康への影響が懸念される問題が山積されている、これら諸問題は現時点で何らかの対策・処置を執っておかなければ、後世に多大な影響を与えかねない、私たちの生活環境を保全し、保証するような条文・理念を盛り込んで欲しい。</p>